

定住自立圏の形成に関する
協 定 書

平成28年3月30日

たつの市・佐用町

定住自立圏の形成に関する協定書

たつの市（以下「甲」という。）と佐用町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づく定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と甲が行った中心市宣言（推進要綱第4の規定によるものという。）に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担し連携を図りながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、充実させるとともに、圏域住民が郷土への誇りと自信を持ち、安心して暮らせる魅力あふれる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野において相互に役割を分担し、連携し、又は補完して取り組むものとする。

（連携する政策分野及びその取組内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 連携する政策分野は、次に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担し、連携又は協力をして事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 前項の費用の負担、連携する取組の推進に必要となる手続その他の事項については、甲及び乙が協議の上、その都度別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経なければならない。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するも

のとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 たつの市龍野町富永1005番地1

たつの市

たつの市長

栗原 一



乙 佐用郡佐用町佐用2611番地1

佐用町

佐用町長

庵邊典章



別表第1 (第3条関係)

政策分野		取組内容		役割分担	
				甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	医療	医療圏域体制の充実	地域医療の充実・強化を図るため、医師・看護師等の医療従事者の養成・確保に努め、圏域住民が安心して生活できる地域医療体制を構築する。	甲は、医師・看護師等の医療従事者の養成・確保に努めるとともに、乙の情報を活用しながら将来的な圏域内医療従事者の増加に向けた取組を行う。また、中核的な医療機能を有する公立2病院(たつの市民病院・宍粟総合病院)の連携体制を一層強化し、圏域が有する医療資源が効率的に運用される地域医療体制の構築を図り、圏域住民が安心して生活できるよう支援を行う。	乙は、甲と連携し、医師・看護師等の医療従事者の養成・確保に努めるとともに、圏域への定住に向けた取組に協力する。また、圏域が有する医療資源を生かし、圏域住民が安心して生活できるよう支援を行う。
	福祉	高齢者・障害者支援及び認知症対策体制の充実	高齢者や障害者が、暮らしやすい地域社会の実現に向け、福祉の充実・強化につながる取組を推進する。また、認知症に関する見守りネットワークの構築や相談体制の充実等、地域支援体制の充実を図る。	甲は、乙及び圏域の関係機関と連携し、高齢者や障害者が安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、取組の調整を図る。	乙は、甲及び乙の区域の関係機関と連携し、高齢者や障害者等が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

	子育て支援体制の充実	圏域住民が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、子育て支援体制の充実・強化につながる取組を推進する。	甲は、圏域内の子育て環境の充実を図るため、甲が実施する事業について、圏域内の住民が利用できるようにするとともに、利用に関する調整を図る。	乙は、圏域内の子育て環境の充実を図るため、乙が実施する事業について、圏域内の住民が利用できるようにする。
教育	学校教育・社会教育の充実	圏域住民が生涯を通して学べる機会の充実を図るため、社会教育・社会体育施設等の共同利用や、圏域や播磨科学公園都市の特性を生かした交流のほか、文化・スポーツ等、児童・生徒の交流等の取組を推進する。	甲は、圏域内の住民がより多様な学習機会を得られるよう、社会教育・社会体育施設等の相互利用及び圏域や播磨科学公園都市の特性を生かした交流や児童・生徒の交流、各種イベント開催等の調整を図る。	乙は、甲と連携し、圏域内の住民がより多様な学習機会を得られるよう、社会教育・社会体育施設等の相互利用及び圏域や播磨科学公園都市の特性を生かした交流や児童・生徒の交流、各種イベント開催等の調整を図る。
産業振興	農林畜産業の振興	圏域内の農林畜産業の担い手や雇用を促進するため、就業及び就学を支援する取組を行い、圏域の人材育成と定住者の増加を図り、農林畜産業の振興を推進する。	甲は、乙及び関係団体と連携し、圏域内の農林畜産業従事者の雇用の促進及び就業支援を行い、農林畜産業を振興するとともに、取組の調整を図る。	乙は、甲と情報を共有し、圏域内の農林畜産業従事者の雇用の促進及び就業支援を行い、農林畜産業を振興するとともに、乙の区域の関係機関との連携を図る。
	圏域観光の推進	圏域における広域観光を推進するため、広域観光体制を充実・強化し、観光資源の磨き上げとネットワーク化による観光事業の	甲は、乙及び関係団体と連携し、観光資源の磨き上げを行い、観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を	乙は、甲及び関係団体と連携し、観光資源の磨き上げを行い、観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を

		充実並びに観光情報の発信及びセールスプロモーションの強化を図る。	行う。	行う。
	雇用・企業等誘致の推進	播磨科学公園都市のほか、圏域内の工業団地や低・未利用地、その他空き工場等への企業立地を促進するとともに、ビジネスマッチングや既存企業の育成等による地域産業の活性化と雇用機会の増大を図る。また、播磨科学公園都市内に政府関係機関の誘致を推進する。	甲は、乙及び関係団体と連携し、企業及び政府関係機関の誘致等に必要情報を集約するとともに、圏域内企業と協力し、雇用創出を推進する。	乙は、甲から提供のあった情報を活用し、圏域への雇用・企業誘致等を推進する。
	地産地消の推進	圏域における地産地消を推進するため、地産地消のネットワークの構築及び地産地消に関する事業を行う。	甲は、特産品等を活用した地産地消に関する特産品の販路拡大、イベント等を企画し、地産地消の取組に関する情報発信等を行う。	乙は、甲と協力し、特産品等を活用した地産地消に関する特産品の販路拡大、イベント等を企画し、地産地消の取組に関する情報発信等を行う。
環境	環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築	圏域環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取組を推進する。	甲は、乙と連携して、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりに取り組むとともに、その調整を図る。	乙は、甲と連携して、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりに取り組む。
消防防災	圏域内防災体制の強化	圏域住民の安全を確保するため、圏	甲は、関係団体と連携を図りながら	乙は、関係団体と連携を図りながら

			域内の防災体制の強化、防災意識の向上に向けた取組を推進する。	乙と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時に備え減災対策を図る。	甲と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時に備え減災対策を図る。
--	--	--	--------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

別表第2 (第3条関係)

政策分野		取組内容		役割分担	
				甲の役割	乙の役割
結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	地域公共交通ネットワークの充実	圏域内移動の利便性を向上させるため、姫新線、山陽本線、路線バス等の利用促進のほか、地域公共交通の充実に向けた取組を推進する。	甲は、乙及び関係機関等と連携して、公共交通の結節点となる鉄道駅等の機能強化を図るとともに、鉄道と路線バス、コミュニティバス等の接続性の向上のほか、圏域内移動に関する公共交通ネットワークの強化に向けた調整や取組の実施を図る。また、関係機関等への働きかけや、利用促進のための普及・啓発活動を行う。	乙は、甲及び関係機関等と連携して、圏域内移動に関する公共交通ネットワークの強化に関する取組を実施する。また、甲と協力して関係機関等への働きかけや、利用促進のための普及・啓発活動を行う。
	道路等交通インフラ	効率的な交通機能のネットワークの形成	効率的な交通機能のネットワーク形成を図るため、圏域内外を結ぶ主要幹線道路や生活道路の整備を推進する。	甲は、乙と連携し、圏域の交通インフラ整備を推進する上で、中心的な役割を担い、関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開する。	乙は、甲と連携し、交通インフラの整備促進に係る関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開する。

交流・定住促進	地域資源の活用による交流・定住促進	圏域内の人口減少を抑制するため、圏域内外の交流人口の増大を図るほか、移住・定住支援を推進する。	甲は、甲と乙がそれぞれ実施する移住・定住施策や交流事業等の連携や情報収集を図るとともに、圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。	乙は、甲が行う移住・定住施策や交流事業等の連携や情報収集に協力するとともに、圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。
---------	-------------------	---	---	---

別表第3 (第3条関係)

政策分野		取組内容		役割分担	
				甲の役割	乙の役割
圏域マネジメント能力の強化	人材育成	地域をけん引する人材の育成及び人事交流の実施	圏域のマネジメント能力の強化を図るため、職員の合同研修会の開催のほか、外部の専門的な人材の活用と人事交流を推進する。	甲は、関係職員の能力向上に向けた研修等を実施するとともに、各政策分野に応じた専門的な人材を確保し活用する。	乙は、甲が開催する関係職員の能力向上に向けた研修等に参加するとともに、各政策分野に応じた専門的な人材を確保し活用する。